

第4章 計画の基本事項

第4章では、まず、計画の位置づけについて述べます。

次に、具体的な行動項目や「選択・集中テーマ」の説明に移る前に、施策体系により、三重県の今後の防災・減災対策の全体像を示すこととします。

また、計画期間、進行管理の方法についても示すこととします。

1 計画の位置づけ

本計画は、津波避難や防災教育など「緊急地震対策行動計画」からの継続的な取組のほか、緊急輸送道路*や海岸堤防施設の整備など「みえ県民力ビジョン」における「命を守る緊急減災プロジェクト」で進めている取組も含めた、総合的な地震・津波対策計画です。

また、「三重県防災対策推進条例*」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画*（地震・津波対策編）」を推進するための行動計画と位置づけます。

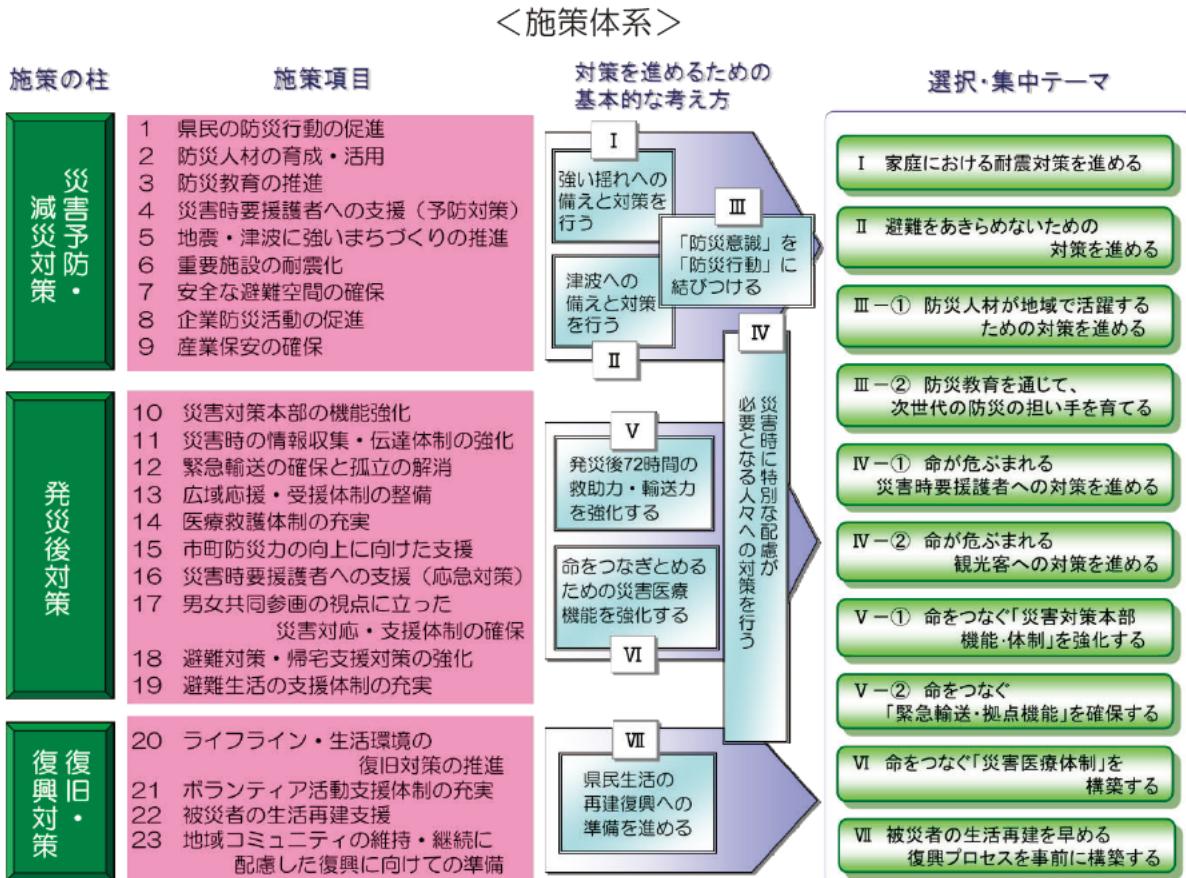
(三重県防災対策推進条例第10条第2項)

県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

2 施策体系

本計画では、これまでの「三重地震対策アクションプログラム（第1次：平成14年度～18年度、第2次：平成19年度～22年度）」の施策体系を大きく見直しました。

具体的には、災害対応の時間軸が伸びることを想定に入れ、発災前から発災後までの対応を、それぞれのフェーズに沿ったきめ細かな対策として取り組むことができるよう、「施策の柱」として、「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つの柱を据えています。



次に、これまで継続してきた対策に加え、東日本大震災の発生により明らかとなつた課題への対策も進めていく必要があることから、「災害時要援護者*への支援の強化」、「避難生活における男女共同参画の視点の必要性」、「長期孤立の発生」、「広範囲に広がつた被災者の避難」、「多くの帰宅困難者*の発生」、「さらなる防災意識向上と人材活用の必要性」、「広域的な応援・受援体制の整備」、「人口減少社会において、地域コミュニティを守るという観点からの防災まちづくりのあり方検討」など、新たな課題もふまえた上で、取りうる手段を尽くした総合的な地震・津波対策の行動計画とするため、必要となる施策を、23の「施策項目」として分類しました。

第5章「行動計画」では、この「施策項目」に沿つた具体的な行動の取組内容を、192の「行動項目」として掲げています。

さらに、地震・津波から県民の皆さんの命を守り抜き、また被災後にいち早く県民生活の再建を図るという観点から、「対策を進めるための基本的な考え方」として7つの基本方針（I～VII）を定め、この方針に基づき、計画期間中に特に注力すべき取組課題を、10の「選択・集中テーマ」として整理しました。そして、テーマ実現に寄与する53の行動項目を「重点行動項目」として選択した

上で、集中的に取組を進めることとします。

第6章「『県民の命を守り抜く』ための選択・集中テーマ」では、それぞれのテーマが置かれた現状と課題を整理するとともに、重点行動項目に位置づけた行動項目を明示しています。

3 計画期間

国の南海トラフ*地震対策の検討が、平成24年度内にとどまらず、平成25年度に及んだため、本計画の策定も同年度となりましたが、これまでの継続取組など必要な対策については、計画策定と並行して、取組を進めています。

そこで、本計画は、平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年とする5か年の計画とします。

4 進行管理

本計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的に推進します。全体の進捗状況については、防災対策部でとりまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議*などで進行管理を行います。

なお、計画の中間年度にあたる平成27年度は、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の最終年度でもあることから、全庁一斉点検による中間評価を行い、今後の施策の進め方について必要に応じて見直しを図るものとします。